少額調達案件の見積依頼(オープンカウンター方式)について(共通事項)

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税込み)を提示された事業者を 契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

記

1 調達案件名 警備業担当者養成専科教養に必要な資器材の借上

2 仕様等 別紙仕様書のとおり

3 見積書提出期限 令和6年4月26日(金) 17時00分

# 《留意事項》

### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得て いる者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先

関東管区警察学校庶務部会計課調達係

〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1

電話番号 042-321-3448 (直通)

m a i l kanto. RPS. tyoutatsu@npa. go. jp

- ※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「○○の見積依頼の件」とお伝え下さい。
- ※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いします。
- ※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。

# 3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書の内、最低価格(消費税込み)を提示された事業者を契約相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価(消費税込み)を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額(消費税込み)となります。

#### 4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。 見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせていただけれ ば決定業者及び金額についてお伝えします。

# 5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。 (契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

# 6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2)上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

【見積書必須事項】								
		※様式	は問じ	<b>ハま</b> -	せん。			
見積書作成日の記載								
宛名は、下記のとおり (課名等の記載は不要。)						令和 **		** 日
関東管区警察学校 御中					〇〇〇〇株式会社			
代表者、役職・氏名の記載。 社印・代表者印の押印。 ※ただし、社印・代表者印は				代表取締律	t 分 ()	000	代表者印	
				東京都小平市〇〇町1-2-3				
	省略することが出来る。				Tel 123-1234-1234			
					担当 ○	0 0 0		
担当者、氏名・連絡先の 記載。				Tel 123-1234-1234				
L								
品名	規格	数量	単価		金額			
0000	* * * *	×個						
仕様書に記載の「品名、規格、数量、単位」と同じものを記載。 仕様書に「相当品可」と記載がある場合で、相当品で見積もる場合は、相当品の規格を記載し、そのカタログを添付。 品目が多く別紙となる場合は、本紙(1 枚目)と別紙(2 枚目)に割り印を押印。								
		小 計						
円未減	消費税							
		合 計						
※消費税は、円未満 切捨て でお願いします。								

# 仕 様 書

1 契約件名

警備業担当者養成専科教養に必要な資器材の借上 一式

2 適用範囲

本仕様書は、関東管区警察学校(以下「警察学校」という。)における警備業担当者 養成専科教養に必要な資器材の借上について適用する。

3 資器材等

警察学校に別表1「必要な資器材」に記載の資器材を準備すること。

4 納入場所

関東管区警察学校 東京都小平市喜平町2-5-1

- 5 借上日程及び時間等
- (1) 借上日程は、

令和6年5月16日(木)から5月17日(金) とする。

- (2) 受託者は、警察庁生活安全局生活安全企画課(以下「主管課」という。)と調整の上、(1)借上日程の前日までに納品し、終了後速やかに回収すること。
- (3) 教養を別表 2 「警備業担当者養成専科教養日程」により行うので、その間、資器材を借り上げることとする。ただし、教養の進捗状況により、その日に予定した実習が終了しない場合は延長があり得る。
- (4) 主管課は、天候等の影響により、契約金額を変更しない範囲で日程の変更ができるものとする。

# 6 留意事項

質疑及び詳細については、主管課(03-3581-0141 内線3024)まで照会すること。